

新医第86号(業)

令和8年5月14日

郡市医師会長 様

新潟県医師会長

堂 前 洋一郎

新潟県林業技術職員蜂アレルギー対策実施要領の送付について

このことについて、県農林水産部では別添のとおり「新潟県林業技術職員蜂アレルギー対策実施要領」を制定し、今年度から蜂抗体検査の結果が陽性であった林業技術職員の希望者について、医療機関を受診してエピペンの処方を受ける際の費用を公費で対応することです。

つきましては、貴会におかれましてもご承知いただき、貴会会員にご周知くださるようお願いいたします。



林 第 208 号
令和 8 年 5 月 7 日

一般社団法人新潟県医師会 会長 様

新潟県農林水産部長

新潟県林業技術職員蜂アレルギー対策実施要領の送付について

平素より林業関係職員の安全管理にご尽力いただき、深く感謝申し上げます。
令和 8 年 4 月 1 日施行の「新潟県林業技術職員蜂アレルギー対策実施要領」につ
きまして、別紙のとおり制定しました。

本要領制定で、蜂抗体検査の結果陽性であった林業技術職員が医療機関を受
診し、エピペンの処方を受ける際の費用を公費で対応することとなりました。
つきましては、貴会におかれまして各支部への周知をお願いいたします。



担当：林政課管理係 勝沼・星野
電話：025-280-5321

新潟県林業技術職員蜂アレルギー対策実施要領

令和8年3月31日制定

第1 目的

この要領は、蜂刺傷災害の危険性が高い業務に従事する林業技術職員（以下「職員」という。）に対し、蜂アレルギー抗体検査（以下「検査」という。）、医師による診察及びアナフィラキシーに対する緊急補助治療薬の処方（以下「処方等」という。）が円滑に実施されるよう必要な事項を定め、職員の健康被害を未然に防ぐことを目的とする。

第2 検査、処方等の対象者

1 検査

次のいずれかに該当する者で、検査を希望する者とする。

- (1) 山林等の現場に出向き、蜂刺傷災害の危険性が高い業務に従事する、農林水産部林政課及び治山課並びに地域振興局農林(水産)振興部、津川地区振興事務所（林業振興課及び森林施設課に限る）及び森林研究所（以下「対象所属」という。）に在籍する職員（臨時的任用職員、任期付職員及び再任用職員を含む）で、これまで検査を受けたことがない者
- (2) 過去の検査で陰性であった職員で、その後新たに蜂に刺された者
- (3) その他、所属長が必要と認める者

2 処方等

次のいずれかに該当する者で、処方等を希望する者とする。

- (1) 前項の検査（過去に実施したものも含む）の結果が陽性であり、かつ、地域機関において山林等の現場で蜂刺傷災害の危険性が高い業務に従事する機会が多い技術専門員・課長代理以下の職員
- (2) その他、所属長が必要と認める者

第3 日程及び実施場所

1 検査

毎年度6月から8月を目途に、林政課長の指定する検査機関で受けるものとする。

2 処方等

6月までを目途に、所属長が指定する医療機関で受けるものとする。ただし、当該年度の検査で新たに処方等の対象となる者は、検査結果が判明

後、速やかに受けるものとする。

第4 検査内容

採血により蜂に対する抗体価を測定するものとし、検査項目となる蜂の種類は、スズメバチ、アシナガバチ及びミツバチの3種類とする。

第5 検査申込み等

- 1 所属長は、検査を希望する職員をとりまとめ、第1号様式「蜂アレルギー抗体検査受検申込書」を林政課長へ提出するものとする。
- 2 林政課長は、予算の範囲内で受検者を調整の上承認決定し、第2号様式「蜂アレルギー抗体検査受検承認者一覧表」を所属長へ通知し、検査を実施するものとする。

第6 検査結果の通知等

林政課長は次に掲げる時期に検査結果を所属長へ通知するものとする。

- 1 過去の検査結果
年度の早い時期に、陽性判定を受けた者を第3号様式「過年度における蜂アレルギー抗体検査結果陽性者一覧表」により通知
- 2 当該年度の検査結果
結果が判明後、検査機関の発行する書面により通知

第7 処方等の実施

- 1 所属長は、要領第6の通知を受領後、処方等の対象となる者のうち希望する者をとりまとめ、第4号様式「蜂アレルギー医療機関受診予定報告書」により林政課長へ報告するものとする。
- 2 林政課長は、予算の範囲内で処方等を受ける者を調整の上承認決定し、所属長へ通知するものとする。
- 3 所属長は、処方等が可能な医療機関と調整し、前項により通知された者に処方等を受けさせるものとする。
- 4 処方等は1人1年度1回までとするが、公務中の蜂刺傷災害により使用した場合は、再度処方等を受けられるものとする。

第8 処方等の結果報告

所属長は、希望する職員への処方等が完了後、第4号様式「緊急補助治療薬処方結果報告書」により林政課長へ報告するものとする。

第9 緊急補助治療薬の使用及び保管等のルール

要領第7の処方等を受けた者は、以下の事項を遵守するものとする。

- 1 処方医の指導を遵守し、自己の責任において接種し使用後は直ちに医療機関を受診すること。
- 2 公務中の蜂刺傷災害の場合にのみ使用し、私的な使用をしないこと。
- 3 医師の判断による個別処方であるため、処方された本人以外は使用しないこと。
- 4 取扱いに関する注意事項を確認の上、自己の責任において保管・管理し、公務で山林等の現場に出向く際は必ず携行すること。
- 5 処方された緊急補助治療薬を使用した場合は、所属長へ報告すること。
- 6 使用期限が過ぎた緊急補助治療薬は、自己の責任においてこれを処方された医療機関若しくは薬局に依頼するなど適切な方法で廃棄すること。
- 7 緊急補助治療薬を紛失した場合、自己負担により処方等を受け所属長へその旨を報告すること。

第10 緊急補助治療薬の使用及び保管等の報告

- 1 所属長は、要領第9の5項の報告を受けた場合、第5号様式「緊急補助治療薬使用報告書」により林政課長へ報告するものとする。
- 2 所属長は、当該年度の処方が完了した後に年1回、緊急補助治療薬を現物確認し、第6号様式「緊急補助治療薬現物確認記録簿」を作成して使用期限が全て経過するまでの間保管するものとする。
- 3 所属長は、要領第9の7項の報告を受けた場合、前項に準じて取り扱うものとする。

第11 服務上の取扱い

検査、処方等は職務命令とする。

第12 費用負担

この要領に定める検査、処方等に係る費用は、林政課及び治山課が負担するものとし、金額は、両課協議の上決定する。

第13 秘密の保持

検査、処方等により知り得た個人情報その他の秘密を、正当な理由なく他に漏らしてはならない。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

第14 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は林政課長が別に定める。

附 則

この要領は令和8年4月1日から施行する。